

〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕(2011年4～9月度)

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

- H23年9月(東海地方)
エアバッグ類(運転席・助手席・シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。 <規約第7条1.(5)および(8)>
- H23年9月(東海地方)
エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、エアバッグ類(助手席)を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。 <規約第7条1.(5)>
- H23年8月(東北地方)
正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。 <規約第7条1.(8)>
- H23年8月(中国地方)
エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。 <規約第7条1.(5)>
- H23年7月(九州地方)
エアバッグ類(運転席・助手席・サイドエアバッグ・シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。 <規約第7条1.(5)>
- H23年6月(近畿地方)
エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。 <規約第7条1.(5)および(8)>
- H23年6月(関東地方)
エアバッグ類(サイドエアバッグ、カーテンエアバッグ、シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、エアバッグ類(運転席・助手席)を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。 <規約第7条1.(5)>
- H23年6月(関東地方)
「エアバッグ類適正処理情報」等に記載している業務手順・作業方法が守られておらず、相当の期間を定めて是正を促しても是正しなかった。 <規約第7条1.(1)>